

第13回要望と回答 ③市場制約

※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

参考資料

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	③	容量市場における、発動指令電源の上限撤廃等の見直しやランダム約定処理の見直し	①メインオークションに係る H3 需要の 3 % の上限見直し（上限の撤廃等）をご検討いただきたい。上限の撤廃が難しい場合は、直近の電源 I' の調整力公募における入札容量 6.66GW（※）を考慮した上限の引き上げ、追加オークションの 1 % をメインオークションに前倒しなどをご検討いただけないか。（※6.66GWのうち発動に伴う供出の実効性については要確認） ②上限の撤廃が困難な場合、上限超過時のランダム約定処理の見直しをご検討いただきたい。例えば、按分処理にする等別の約定処理方法をご検討いただきたい。）	昨年公開されたオークション結果の通り、発動指令電源は0円入札が上限を超え、超過分 910MW がランダム約定処理の対象となり、不落案件が発生。 課題①：上限超過を恐れる心理的影響により「0円入札」が唯一の合理的な入札行動となり、価格シグナルの形成に関与できず、投資回収の予見性を高められない。 課題②：上限超過時のランダム約定は抽選で決まる確率論、となると、各案件の容量を最小化し案件数を最大化するディスアグリゲーションが合理的な応札行動となり、アグリゲーション効果が失われてしまい、実務負担も増加。 海外では、発動指令電源に上限を設けているような事例はないと考えられ、上限を設定する合理的な根拠も乏しいと考えられる。	経済産業省	容量市場のメインオークションにおける発動指令電源の調達上限容量は、全国H3需要（離島除き）の3%と設定されております。	容量市場 メインオークション募集要綱等	検討を 予定	容量市場のメインオークションにおける発動指令電源の調達量上限のあり方については、第2回メインオークションの結果を踏まえて、検討を行うこととしております。
2	③	容量市場における、発動指令電源のメインオークション落札後のリソース建設期間の見直し	8カ月間のリソース固定期間は合理的な範囲で極力短縮するなどすることで、発動指令電源の現行の電源等登録期限について、供給側の新設電源との非対称性を解消し、容量提供開始年度近くまで調達期間を認めるよう見直すべき。	オークション落札から提供開始までの期間について、供給側の新設電源には43ヶ月フルのリードタイムが設定。他方、発動指令電源（DR）には落札から電源等登録の期限の22年2月までの18ヶ月（2020年9月~2022年2月末）と極めて短く、新設電源の半分以下のリードタイムしか設けられていない（電源とDRに非対称性あり）。また、登録後の8ヶ月間（2022年2月末~同年10月末）は固定につきリソースの追加や差し替え等は一切認められておらず、需要家企業の倒産・閉鎖・FM事業等に対して柔軟な対応ができないのが実情。この非対称性の理由を広域機関に聞いたところ、「登録後のリソース重複を確認する関係各所における実務作業に要する時間を考慮した結果、2022年2月末になった」とのこと。供給側の新設電源と差異を設ける本質的な合理性はないと考えられる（東京電力パワーグリッドの資料によると、電源I'でTSOが応札事業者に求めるリソース重複確認に要するのは5営業日とのこと）。ネガワットや自家発に加え、将来の脱炭素・CN社会の実現に向けて蓄電池やEV等のクリーンなゼロエミ分散型電源の新設が重要であるところ、この需要側リソースの新設には需要家への説明・勧誘・合意形成等を要し、一定のリードタイムが必要となるとともに、現行に限られた期間でのリソース獲得には、追加的費用への投資を要するだけでなく供給信頼度に影響を及ぼす可能性があるため、発動指令電源のメインオークション落札後のリソース建設期間見直しが不可欠。 （諸外国担当者との再度確認中）諸外国でも、DR・電源ともに落札から容量提供開始年度までの調達期間が設定されており（例えば、AEMO（調達期間：24ヶ月/落札から容量提供開始年度までの期間：24ヶ月）、PJM（36ヶ月/36ヶ月）、ISO New England（39ヶ月/39ヶ月）、National Grid（39ヶ月/43ヶ月）など）、DR・電源でその調達期間に差異は設けられていないとともに、容量提供開始年度ギリギリまで調達が認められている。また、DRリソース登録時期の国内外制度比較とすると、DRリソース登録の期限が提供開始年の25ヶ月前まで（500営業日前まで）である日本と比べて、米国PJM：提供開始年の11営業日前まで、カナダIESO：提供開始月の14営業日前まで、米国ISO NE：提供開始月の7営業日前まで、英国National Gridでさえ提供開始年の4ヶ月前まで（80営業日前まで）となっており、登録期限までの期間が極端に短い。	経済産業省	容量市場における発動指令電源について、電源等リストの提出後の実効性テストの期間については、リソースの差し替えが認められておりませんが、実効性テストを行ったあと、容量提供の前月までリソースの変更が認められており、柔軟な対応が可能となっております。	容量市場 メインオークション募集要綱等	検討を 予定	電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、各事業者間でリソースの重複登録がされていた場合に、各事業者が該当の需要家との確認等を行うための一定の期間として設けています。各事業者が需要家との確認に必要な期間や、あらためて再登録を行う期間など、事業者が電源等リストの提出にあたって必要とする期間については、今回の運用状況を踏まえて検討を行います。
3	③	容量市場に係る、1地点複数電源区分の早期適用	電源I'では追加供出分を運用する需要家が一定数あり、容量市場ではこれらが埋没してしまうため、「1地点複数応札」を2月末の電源等登録までに適応いただきたい。地点数増加に伴い実務負担も増加することが想定されることから、仮に時間的制約が理由で2月末日の電源等登録での対応が困難となった場合には、「安定電源+発動指令電源」の組み合わせ対象となり得る地点につき、登録期限を延長いただく、例えば、2022年6月末までに電源等登録を延長し、夏季・冬季いずれかで実効性テストを実施する等、合理的な範囲でご検討いただきたい。	2024年度以降導入される容量市場のメインオークションでは「1地点1電源区分」の制約がある。この制約により、供給力は安定電源として容量市場への参加が認められているものの、同じ地点での発動指令電源は、リクワイアメントを満たしていたとしても、現時点では電源等登録の対象外となっている。この点、OCCTOの第34回容量市場の在り方等に関する検討会などにおいて、自家発保有の大口産業工場で、常時逆潮流をしている地点で、所内負荷の抑制等により追加供出できる需要家を対象に、①既に安定電源として落札した地点や②安定電源として入札しおくれた地点において、適切にアセスメントが出来ることを前提に「安定電源 発動指令電源」の複数応札から検討が進められるという整理されたところ。	経済産業省	容量市場においては、供給力の適切な評価を行い、アセスメントを確実に実施するために、託送供給等約款の計量地点単位（1地点1電源区分）で応札することになっております。	容量市場 メインオークション募集要綱等	検討を 予定	容量市場における発動指令電源について、「安定電源」と「発動指令電源」の組合せて1地点複数応札を可能とすることについて、各事業者のご要望や広域機関の検討会における議論も踏まえながら、今後適用に向けた検討を行います。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
4	③	意図的に発動されない需給調整契約の取り扱いの見直し	①適正な電力取引ガイドラインにおいて、容量市場導入に伴い需給調整契約の市場取引への移行の道筋を明確にすべき。②また、意図的に発動せず電気料金割引として維持することを「公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為」と定め、原則禁止としていただきたい。	需給調整契約（随時調整契約）において旧一電が有している4.56GW程度（2016年実績：需給検証報告書）の発動電源の一部は、発動対象として実効性があるも発動されず、需要家向け電力料金割引として常態化・形骸化、一部エリアで「みなしDR」という形で残っており、旧一電小売による囲い込み（優越的地位の濫用、私的独占）が散見。需要家の観点からは発動リスクがなくより魅力的な経済メリットが得られるため、発動することが前提である新規参入事業者の提案（電源I*や発動指令電源等）は需要家に響かず、新規参入事業者は太刀打ちできないため（競争阻害の視点での理由）、また上流の燃料不足により供給力確保が急務のなか、活用されるべき需要側リソースが活用されず、社会全体の不利益につながるため（社会不利益という視点での理由）、左記の見直しを提案する。	経済産業省、公正取引委員会	需給調整契約の解除・不当な変更に係る独占禁止法違反となるおそれがある行為については、「適正な電力取引についての指針」に記載されており、旧一電小売電気事業者が、需要家と需給調整契約を締結すること、または契約を締結しないこと自体は、直ちに独占禁止法上問題となるものではない旨は明記されているものの、本件要望で問題とされている「（需給調整契約を）意図的に発動せず電気料金割引として維持すること」については、同指針での記載はない。また、小売供給契約に係る電気事業法違反となるおそれのある行為については、「適正な電力取引についての指針」に記載されているものの、本件要望で問題とされている「（需給調整契約を）意図的に発動せず電気料金割引として維持すること」については、同指針での記載はないが、需要家と需給調整契約を締結している小売電気事業者は積極的な運用を行うことが期待される旨、記載されている。	「適正な電力取引についての指針」 第二部 適正な電力取引についての指針 I 「小売分野における適正な電力取引の在り方」 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 vi 需給調整契約の解除・不当な変更 III ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方 2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為 ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為 ④ 需給調整契約	「その他」（提案内容について、対応が不可能であるもの、需給調整契約の契約状況について旧一般電気事業者に対して情報提供を求めるとする。）	御指摘の「発動電源」の発動については、法令上義務付けられているものではなく、あくまで当事者双方の合意である需給調整契約に基づき、発動条件が定められているに過ぎない。この点、需給調整契約の内容に関わらず、旧一電小売事業者として、需要家に対して需要抑制を発動するか否か、需要家として、需要抑制に応じるか否かは、別途当事者間で協議し得ることであって、御指摘のように、需給調整契約に基づく需要家への需要抑制が発動されていなかったとしても、そのこと自体は直ちに独占禁止法上又は電気事業法上問題となるとは言えないと考えられる。また、需給調整契約及び本件取り決めにより、不当販売に該当するような水準で割引を行っている場合には、独占禁止法上問題又は電気事業法上問題となるおそれがあるものの、不当販売に関する考え方については既に電力GLに記載されている。こうした理由から、ご要望にあるような道筋の方向づけやガイドラインへの位置づけは困難であるが、電力・ガス取引監視等委員会において、需給調整契約の契約実態について旧一般電気事業者各社に対して情報提供を求めることとしたい。

第13回要望と回答 ⑤その他 ※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	電気主任技術者の配置要件の緩和	<p>需要設備（電気主任技術者）や自家発（電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者）についても統括による選任を認めるとともに、統括に係る2時間ルールの緩和を認めてもらいたい。</p>	<p>・製鉄所は、通常、10万～20Vクラスで連系しており、電気主任技術者も第1種か第2種を配置している。電気工作物も多く、系統監視や電気工作物のメンテナンスをしている技術技能系社員も、製鉄所ごとに100名程度いる。また、遠隔監視装置も製鉄所内の電気設備を監視できるように構築されており、将来的には、全国に散らばっている製鉄所を一箇所で監視できるようにすることも検討しており、統括による監督を認めてもらいたい。その際には、総括して監視する場所からその他の製鉄所に移動する際には、日本国内で必ずしも2時間以内に駆けつけることができないところもあるため、2時間ルールについても緩和してもらいたい。</p> <p>・ボイラ・タービン主任技術者は1つの製鉄所の中で区画を分けると、区画ごとに選任が必要がある。実態として、製鉄所では自家発用の大きなボイラを置いているエリア以外にも、小さな自家発用の排熱回収ボイラが散在しており、それの一つにまとめると製鉄所エリアがかなり広くなってしまい、法規制が厳しいので、エリアを区切っている。そのため、ボイラ・タービン主任技術者が複数必要になるが、この部分の統括による監督を認めてもらいたい。</p>	経済産業省	<p>(電気主任技術者)</p> <p>自家用電気工作物の設置者には、原則として事業場又は設備ごとに、保安監督を行う電気主任技術者の選任を義務付けていますが、従前より、製鉄所のように、発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場が一の事業場内に併設されている場合には、これは一の事業場とみなしており、一事業場の選任として扱っています。</p> <p>一方、統括制度は、所定の要件のもとに、離れた場所に所在する複数の事業場又は設備を有する場合には、一人の主任技術者が配下の要員に点検業務等を行わせることを前提とした、組織的な保安監督の形態となります。この場合、監督できる範囲は、設備の種類が電圧170,000V未満の風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連携するための設備とし、発電所の数は6か所までとしています。</p> <p>(ボイラ・タービン主任技術者)</p> <p>一定規模以上の火力発電所（原動力が内燃力である発電所を除く）の設置者には、原則として事業場又は設備（以下、「事業場等」という。）ごとに、ボイラやタービンの保安監督を行うボイラ・タービン主任技術者の選任を義務付けています。また、所定の要件のもとに、保安上支障が無いと認められる場合には、1人のボイラ・タービン主任技術者が複数の事業場等を兼任して保安監督することができる、兼任制度があります。兼任制度では、兼任できる事業場等は原則として2以下（選任事業場等を含めて3以下）です。</p>	<p>電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）3.(1)</p>	<p>(電気主任技術者)</p> <p>現行の電気主任技術者の統括制度では、170,000V未満の再エネ発電所（太陽電池、風力、水力）について、当該発電所から2時間以内に到達できる統括事業場に、統括主任技術者を選任し、担当技術者を配置するなど所定の要件を満たす場合、適用が可能となっています。当該制度については、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて、統括電気主任技術者が勤務する統括事業場から再エネ発電所までの到達時間が2時間を超える場合について、担当技術者を2時間以内に到達できる場所へ配置するとともに、担当技術者に必要な教育・研修を行うこと、サイバーセキュリティを確保すること及び災害時の対処方針を策定すること等の追加的措置（保安水準を確保するため）を講じることで、1の一般送配電事業者の供給区域に限って選任が可能となることについての検討を行ってまいりました。併せて、170,000V以上の火力発電所や需要設備等についても同様に議論を行い令和3年度中に結論を得る予定です。ただし、ボイラ・タービン主任技術者については、ボイラ、タービン等に係るリスクの大きさを踏まえると、統括制度による管理は難しいものと考えます。</p> <p>なお、複数の一般送配電事業者の供給区域にまたがって統括する場合や17V以上の発電所の場合については、平時及び緊急時において主任技術者の監督の下での電気工作物の維持・運用等に支障を来すおそれがあるため、その適用には慎重を期すべきものとなります。</p>	
2	⑤	電気主任技術者に係る外部委託承認制度における月次点検および停電を伴う年次点検の期間延伸等	<p>①外部委託承認制度における月次点検および停電を伴う年次点検について、点検の期間延伸を認めてもらいたい。</p> <p>【提案内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新推奨年範囲内、かつ、信頼性が高い機器の場合 月次点検：4カ月に1回、年次点検：6年に1回 ・上記以外の場合 月次点検：3か月に1回、年次点検：3年に1回 <p>※必要に応じて遠隔常時状態監視システムを活用</p> <p>また、2021年4月から、第三者認証を取得した機械器具等を設置した事業場は遠隔点検が認められたが、毎月点検が必要で、そのうち、3か月に1回は訪問点検、残り2回は遠隔での間診が必要となっている。間診は設置者又はその従事者に対して行うことになっているが、設置者等に電気知識がないことも多く、電気設備を巡回点検することも危険である。主任技術者の減少の中で保安上の意味をなさない間診は不要し、監視する機械器具においても産業保安監督部内で決めた仕様（漏電・変圧器温度・電力を監視するものなど）としていただきたい。</p> <p>②若者の入職を増やすためや今後の設備増加や電気主任技術者減少に対応するために、外部委託承認制度における点数の上限の見直し（上限の撤廃、上限の引き上げ又は換算・圧縮係数の見直しなど）をお願いしたい。</p> <p>③上述の規制緩和をすることも、最低でも保護継電器は設置する基準を持たせ、電気事業法に違反している危険設備という認識を持っていただくために、保護継電器の設置されていない需要設備に対する罰則の検討などには賛成する。</p>	<p>①再生可能エネルギー主力電源化方針の下、今後、発電所（太陽光、風力、水力など）の運転開始が数多く計画され、新たな点検対象となる設備数の増加が見込まれる。また、社員を専任して保安点検を行っている比較的大規模な事業場が、外部委託に切り替える動きが増加している。一方、電気主任技術者（第3種）は、高齢化し、退職者が引き続き増加傾向にあるが、少子化により、今後も入職者の分母が縮小するとともに、定年年齢の延長（65歳以上）により、製造業等での（選任者）定年後、新たに電気保安業界（外部委託の担い手）に入職する者が、これまで以上に減少することが想定される。上記のような見直しを行うことで、設備が点検できないという状況を回避する必要がある。経済産業省の報告書（2016年の技術者平均持ち物件47.5件）に基づいて試算すると1人あたりの持ち物件数は106件と算出される。（2045年断面、定年70歳、再生可能エネルギー構成率60%；日本テクノ試算）また、持ち物件数を増やすためには月次・年次点検の期間延伸が必要である。</p> <p>②外部委託承認制度の点数33点は、実質的な収入上限になっており、入職者が増えない一因になっていると考えられることから、見直しが必要と考える。体力のある若い社員技術者は、より多くの仕事を受託して、収入を確保したいと思うが、点数上限のため、働きたくても働けない。</p> <p>③外部委託承認制度について、月次点検、年次点検の頻度が定められた当時（1965年）に比べ、設備の品質や監視・点検技術（遠隔常時状態監視システム、サーモカメラなど）は向上しており、月次点検、年次点検の頻度と事故の関係性は変わっていると考えられる。実際に、停電を伴う年次点検の実施回数と停電事故率の関係を調査したところ、大きな差異がないことが確認された（調査対象需要家数：約2万件）。遠隔常時状態監視システムで漏電や変圧器温表面温度、電力を監視している設備の場合、実態として月次点検で発見可能な異常は、小動物の侵入や草木の接近などであり、月次点検により初めて把握可能な不具合に起因する事故はほぼない状況である。また、停電事故と機器の更新推奨年の関係を調査したところ、更新推奨年以内の設備の事故は、更新推奨年超過のものに比べ、2割程度と少なく、そのうち、PASの故障なども雷によるものがほとんどである。以上のことから、設備の経年や信頼性等を考慮した点検の期間延伸が必要と考える。</p>	経済産業省	<p>①外部委託制度の点検の頻度等</p> <p>外部委託制度における点検の頻度は、告示において、設備の種類等ごとに規定されています。また、内規において、月次点検及び年次点検の内容に関して規定しており、月次点検の内容には、設置者に対する間診が含まれています。</p> <p>②外部委託制度の点数の上限</p> <p>外部委託事業者が無制限に多数の事業場の保安管理業務を受託することは保安上支障をきたすこととなるため、告示において、設備の種類、規模、点検の頻度等に応じた点数（換算係数、圧縮係数）を定め、省令において、その点数の合計が33点未満であることを外部委託の承認要件としています。当該点数の設定については、これまでも必要に応じて随時見直しを行ってきました。</p> <p>③保護継電器の設置</p> <p>保護継電器としては、例えば、過電流継電器や地絡継電器があり、設備の構成により、必要なものが異なります。保護継電器と開閉器との組み合わせ以外のもので保護している場合があり、技術基準では、必ずしも保護継電器の設置を義務付けているものではありません。また、一般的に、技術基準の改正において、改正の際現に施設されているものについては、遡及適用されていません。</p> <p>なお、技術基準に違反する場合にあっては、電気事業法第40条の技術基準適合命令を発することができ、当該命令に違反した場合には、同法第119条の罰金に処せられることとなります。</p>	<p>電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2 平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示） 第3条、第4条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4、（7）</p>	<p>対応</p> <p>提案の具体的内容の①及び②については、外部委託制度の保安管理業務に従事する第3種電気主任技術者が将来的に可能性を見据え、将来にわたって現行の保安レベルを維持するためには、スマート保安技術を活用し、保安管理業務の合理化・高度化を図っていくことが重要です。したがって、スマート保安技術の導入によって、現行の月次点検・年次点検で求められる内容と同等の保安レベルが確保されるかどうかを適切に確認していくことが必要です。このため、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループで議論を行い、そのための確認方法の一つとして、「スマート保安プロモーション委員会」を活用できるよう措置しました。また、国としても、上記の確認について令和4年度に調査を行い、検討を進めて参ります。</p> <p>なお、間診については、日常勤務をしている設置者等の従業員は、事業場の設備に対し把握ができ、その事業場における異常や電気工事やその他工事の実施状況、事業場の使用状況等を外部委託事業者へ伝えることが電気保安上重要な情報であり必要なものであるため、主任技術者制度の解釈及び運用（内規）においても求めております。</p> <p>一方、保護継電器については、例えば、過電流継電器や地絡継電器がありますが、技術基準では、必ずしも保護継電器の設置を求めているものではありません。提案の具体的内容の③については、技術基準により設備の構成に応じて必要な措置が講じられ、これに違反した場合の罰則が設けられています。</p>	
3	⑤	点数計算における設備ごとの換算係数・圧縮係数について、電気主任技術者が行うべき点検内容の明確化を図った上で、再調査を実施した上で、見直しの検討をお願いしたい。	<p>・今の点数が定められたときに比べて、現時点でどれくらい時間がかかるのかを再調査した上で見直しを検討してもらいたい。短くて済むのであれば一人当たりが見ることのできる設備は多くなると考える。</p> <p>・自社の保守管理の実態として、電流や電圧の測定は遠隔化されている。例えば、目視点検なども、必ずしも主任技術者が求められているところではないと考えており、電気主任技術者が行うべき点検内容を明確化すべきと考える。主任技術者が行う業務を限定できれば、一箇所あたりの作業時間が短縮されると考えている。移動時間についても、現在は事業場の距離によらず、点数計算しているが、実態に合わせた換算の仕方を取り入れても良いと考える。</p>	経済産業省	<p>外部委託事業者（電気保安法人等）が無制限に多数の事業場の保安管理業務を受託することは保安上支障をきたすこととなるため、告示において、設備の種類、規模、点検の頻度等に応じた点数（換算係数、圧縮係数）を定め、省令において、その点数の合計が33点未満であることを外部委託の承認要件としています。当該点数の設定については、これまでも必要に応じて随時見直しを行ってきました。</p>	<p>電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2 平成15年経済産業省告示第249号（電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示） 第3条、第4条 主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年3月1日付け20210208保局第2号）4、（7）</p>	<p>現行制度化で対応可能</p> <p>外部委託制度の点数（換算係数、圧縮係数）については、これまでも必要に応じて随時見直しを行ってきました。つきましては、令和4年度に調査を行い、検討を進めて参ります。</p> <p>なお、外部委託制度では、設置者の従業員等のいわゆる電気保安に対する知見や教育を受けていない者が電気室等に立ち入り、感電事故等を起こすことがないように、保安管理業務として外部委託事業者が自ら点検を行うことを前提としているため、外部委託事業者が電圧・電流の測定や電気工作物の目視点検までを行うことは、一元的に保安監督を行う上で必要なこととなります。</p>		

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
4	⑤	特別高圧で系統連系する太陽光発電所の事業継続のための技術者の確保と育成 (電気主任技術者の選任規制の見直し)	①特高発電所についても外部委託が認められるよう規制緩和すべき。 ②そのうえで、外部委託においても複数の発電所について、第2種の監督のもとで体制を整備して第3種、電気工事士、および適任者が特別高圧設備の保守管理をできるようにすべき。 【具体的な要望内容】 ・2時間ルールについて、監督者(第2種)が事象に応じて現地対応する人(第3種、電気工事士、および適任者)を選定する。 ・直流部分(PCからパネル側、土木・架台・除草を含む)と交流部分(PCから系統側)で管理責任を分け、交流部分は第3種や電気工事士等、直流部分(電気設備)は電気関係の資格保有者、直流部分(土木・架台・除草など)はそれ以外の適任者が担当する。 ③現行の外部委託制度において、第3種の監督のもとで体制を整備して電気工事士および適任者が高圧設備の保守管理をできるようにすべき。 ※11/5の第8回電気保安制度ワーキンググループでは類似の経団連要望について、統括制度による対策の方向性を示していただいたが、求めているのは外部委託の範囲拡大等であり、不十分。	・太陽光発電所では、特高発電所の増加と高齢化により第二種電気主任技術者は現在既に不足しており、人件費負担増と相まって事業継続が困難な地域も生じている。太陽光発電所では資格のほかに実務経験も大事。太陽光発電所は、他の第二種電気主任技術者が監督している火力設備や風力設備のような回転する機器がなく、大半を占める直流部分は1500V以下のため、民間団体のガイドラインの活用により、第三種でも経験があれば、第二種と同等の業務が可能と思われる。 ・兼任や統括行為には資本関係が必要で、外部委託は高圧限定のため、特高では第二種電気主任技術者を同一地域の複数サイトで共有するには制約があることが、欧米ほどコスト低減が進んでいない一因と考えられる。 O&M事業者については、大規模化や地域密着等を指向している事業者や、スマート保安を指向している事業者が存在する。また、O&M事業者内ではノウハウの継承やマルチスキル化が比較的容易と考えられる。	経済産業省	電気事業法における安全規制については、自己責任原則を重視しており、設置者による自主的な保安確保を前提としています。外部委託制度については、省令によって、太陽電池発電所の場合にあっては、出力5,000kW未満であって、電圧7,000V未満で連系するものに限っています。	電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2	検討を予定	特別高圧の系統連系にあたっては、一般送配電事業者による給電指令を受けて電気工作物の操作を行う等の対応が求められることから、緊急時であっても早急な対応をすることができる体制を確保することが求められます。 そうした前提であっても、特別高圧で系統連系する設備について外部委託を認めることが可能かどうかについては、諸外国の規制制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ、検討を進めて参ります。
5	⑤	特高(5万V以上)の2種電気主任技術者の配置要件の緩和：再エネ設備の実態を踏まえた統括制度の導入	経産省では、スマート保安技術の活用による1人の統括電気主任技術者による指揮監督の下、第3種電気主任技術者免状を持つ担当技術者を配置し、同技術者が2時間以内に電気工作物の設置場所へ到達できる形態を許容する緩和策を検討している。 ・是非この要件緩和を実現して欲しい。 ・併せて、監督可能な再エネ設備を6カ所から8カ所等に緩和して頂きたい。 ・また、協定を結んだ複数の事業者が共同で統括制度を実施できるようにして頂きたい。	現行の統括制度では1人の統括電気主任技術者(2種)が再エネ設備を6カ所まで監督することが可能であるが、その条件の一つとして、統括電気主任技術者が2時間以内に電気工作物の設置場所に到達できることを求められている。しかしながら、5万V以上の特高の太陽光発電所が隣接して設置されるケースは少なく、一人の統括電気主任技術者が6カ所の発電所に2時間以内に到達できるケースは稀である。	経済産業省	統括制度は、所定の要件のもとに離れた場所に所在する複数の事業場又は設備を有する場合に、一人の主任技術者が配下の要員に点検業務等を行わせることを前提とした組織的な保安監督の形態となります。この場合、監督できる範囲は、設備の種類が電圧170,000V未満の風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連携するための設備とし、発電所の数は6カ所までとしています。 また、統括制度の要件には、統括電気主任技術者が勤務する統括事業場は、被統括事業場へ2時間以内に到達できる場所であること(2時間ルール)があります。	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.(1)	検討を予定	再エネ発電所に関しては電圧が170,000V未満の発電設備では、所定の要件を満たせば、統括制度を活用することが現行制度でも可能です。また、現行制度では、統括電気主任技術者が勤務する統括事業場から再エネ発電所まで2時間以内に到達できる場所であることを条件としておりますが、この条件を見直し、教育訓練、スマート保安技術の導入等の保安水準を確保するための追加的措置を講じる場合には、担当者技術者が再エネ発電所まで2時間以内に到達できるケースについても許容する方向で、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにて検討を行っており、令和3年度中に結論を得る予定です。 ご要望いただきました監督可能な設備数の拡大等につきましては、まずは上記取組の成果を十分に検証し、その上で必要に応じて検討を行って参ります。
6	⑤	特高(5万V以上)の第2種電気主任技術者の外部委託	特高(5万V以上)の第2種電気主任技術者の外部委託を認めて頂きたい。	特高(5万V以上)の第2種電気主任技術者の外部委託は認められていないため、特別高圧発電所のコスト低減の足かせになっている。	経済産業省	電気事業法における安全規制については、自己責任原則を重視しており、設置者による自主的な保安確保を前提としています。外部委託制度については、省令によって、太陽電池発電所の場合にあっては、出力5,000kW未満であって、電圧7,000V未満で連系するものに限っています。	電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2	検討を予定	特別高圧の系統連系にあたっては、一般送配電事業者による給電指令を受けて電気工作物の操作を行う等の対応が求められることから、緊急時であっても早急な対応をすることができる体制を確保することが求められます。 そうした前提であっても、特別高圧で系統連系する設備について外部委託を認めることが可能かどうかについては、諸外国の規制制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ、検討を進めて参ります。
7	⑤	2時間ルールの緩和(特高・高圧共通)	デジタル・スマート保安技術を活用して、以下の様な要件を満たす場合は、2時間ルールを3時間等に緩和して頂きたい。 ・遠隔で現地の様子(稼働状況等)が把握できる。 ・重大な事故発生時は自動又は遠隔で稼働を停止し系統から解列可能。 ・火災が発生しても、近隣の施設・建築物等に延焼することが無いように対策が講じられている。	「電気工作物の施設場所は、主任技術者が常時勤務する場所または住居から2時間以内に到着できる場所であること」が要件とされているが、山間地等にも設置される太陽光発電等の複数個所の分散電源に一人の主任技術者が到達することは困難。	経済産業省	現行の統括制度においては、統括電気主任技術者が勤務する統括事業場が、被統括事業場へ2時間以内に到達できる場所にあることを求めています。 兼任制度においては、兼任させようとする事業場等は、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあることを求めています。	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第1項、第52条第2項、第52条第4項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(令和3年3月1日付け20210208保局第2号)	検討を予定	再エネ発電所に関しては電圧が170,000V未満の発電設備では、所定の要件を満たせば、統括制度を活用することが現行制度でも可能です。また、現行制度では、統括電気主任技術者が勤務する統括事業場から再エネ発電所まで2時間以内に到達できる場所であることを条件としておりますが、この条件を見直し、教育訓練、スマート保安技術の導入等の保安水準を確保するための追加的措置を講じる場合には、担当者技術者が再エネ発電所まで2時間以内に到達できるケースについても許容する方向で、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループにて検討を行っており、令和3年度中に結論を得る予定です。なお、本見直しにあたっては、仮に複数の設備で同時に事故が起こったとしてもそれに迅速に対応できる体制を求めており、保安水準を下げるような緩和措置にならないようにしております。 兼任制度については、一人の主任技術者が自ら対応することを想定しており、兼任する複数の設備において、同時に事故が起きた場合の迅速な対応に支障となるおそれがあるため、兼任する事業場は2時間以内に到達できることを要件としています。
8	⑤	主任技術者の補助技術者による月次点検等の実施について(高圧設備)	以下の様な要件を満たす場合は、電気主任技術者の監督の下、補助技術者による月次点検の実施を許容して頂きたい。 ・目視点検以外は遠隔で監視可能。 ・遠隔で補助技術者の点検作業(主に目視)を監督可能 ・補助員は保守点検に関し、民間の講習等を受講し認定を受けていること。	高圧の太陽光発電所(分散型電源)の月次点検等に関しては、有資格者の主任技術者が現地を訪れて実施する必要があるが、O&M費用の削減を妨げている。	経済産業省	電気事業法第43条第5項では、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならないことが定められています。なお、補助技術者による業務について、同法では特段の定めはありません。 主任技術者を自社の社員等から選任する場合は、民間規格や機器メーカーが定める標準マニュアル等を参考にして、点検内容を保安規程に定める必要があります。その際、遠隔点検を行う場合は、その妥当性を説明できることが必要です。 主任技術者を外部委託する場合は、主任技術者制度の解釈及び運用(内規)において、点検内容を定めております。同内規において、太陽電池発電所の場合には、遠隔地からの的確に行えるときは、遠隔点検を可能としています。同様に、遠隔点検を行う場合は、その妥当性を説明できることが必要です。	電気事業法第42条第5項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(令和3年3月1日付け20210208保局第2号)	検討を予定	現行制度においても、自社専任の場合においては、事業用電気工作物の工事、維持又は運用にあたり主任技術者の監督の下で補助技術者を活用することも可能です。 なお、月次点検等のあり方については、諸外国の規制制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ、検討を進めて参ります。
9	⑤	外部委託制度における点検頻度や持ち点数の見直し	遠隔監視やAIの活用により、現地点検作業の補完や、主任技術者の支援が可能となってきており、点検頻度や電気主任技術者の持ち点数の見直しを要望する。	発電コストの低減に寄与する、点検頻度や持ち点数が合理的に見直しを実現していない。	経済産業省	外部委託制度における点検の頻度は、告示において、設備の種類等ごとに規定されています。 外部委託事業者が無制限に多数の事業場の保安管理業務を受託することは保安上支障をきたすこととなるため、告示において、設備の種類、規模、点検の頻度等に応じた点数(換算係数、圧縮係数)を定め、省令において、その点数の合計が33点未満であることを外部委託の承認要件としています。当該点数の設定については、これまでも必要に応じて随時見直しを行ってきました。 外部委託承認制度における遠隔地での点検は、所定の要件を満たす太陽電池発電所では可能となっています。	電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2 平成15年経済産業省告示第249号(電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等に関する告示) 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(令和3年3月1日付け20210208保局第2号)	検討を予定	スマート保安技術の導入にあたっては、それによって現行の月次点検・年次点検で求められる内容と同等の保安レベルが確保されるかどうかを適切に確認すること重要です。このため、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループで議論を行い、そのための確認方法の一つとして、「スマート保安プロモーション委員会」を活用できることとしました。また、今後、スマート保安技術等を実装し保安レベルが確保される場合においては、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う予定です。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
10	⑤	O&Mの効果・効率的実施のためのスマート保安の活用(保安力に応じた検査の見直し)	・外部委託制度においても、高度な保安力を有する事業者は、スマート技術活用を前提とした新しい保安規程を作成し、組織の力量に応じて検査の頻度・方法の裁量が与えられるべき。 【具体的な要望内容】 ①設備ごとの状態に応じたコンディションベース・リスクベースの保安を実現する。例えば、外部委託制度では、太陽光発電の月次点検(パネル:6か月に1回、変電設備:3か月に1回など)及び年次点検(1年に1回以上)の頻度が告示で求められており、コンディションベース・リスクベースの保安規制とはなっていないため、速やかな制度変更を求める。 ②現場でスマホ等の情報端末にデータを記録してクラウドに保存するとともに、リモート業務を標準化、適任者の専門的知見を活用のうえ、集中管理することで、管理者を省人化できるようにする。	保安規程はタイムベース保守と人間による現地検査を前提としており、技術活用による保安合理化が進まない。 ・あらかじめ定めた計画に則って修理するため柔軟な対処がなされず、過度や不十分な保全となっている。	経済産業省	特別高圧の系統連系にあたっては、一般送配電事業者による給電指令の連絡を受けて電気工作物の操作を行う等の対応が求められています。外部委託事業者にあつては、複数の設置者の複数の事業場の保安監督にあたることとなり、これに特別高圧の事業場が含まれる場合、緊急時に当該事業場の保安監督に対応することや、複数の特別高圧の事業場が同時にトラブルを起こした場合に対応することが困難となり、電力系統へ甚大な影響を与える可能性があります。このような事情から、外部委託制度における設備の規模は、電圧7,000V未満等上限としています。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条第2項、第52条の2 平成15年経済産業省告示第249号(電気事業法施行規則第52条の2第1号の要件等に関する告示)第3条、第4条 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)令和3年3月1日付け20210208保局第2号)4.(7)	検討を予定	外部委託事業者(電気保安法人等)が無制限に多数の事業場の保安管理業務を受託することは保安上支障をきたすこととなるため、告示において、設備の種類、規模、点検の頻度等に応じた点数(換算係数、圧縮係数)を定め、省令において、その点数の合計が33点未満であることを外部委託の承認要件としています。 一方で、それぞれのスマート保安技術の導入によって、現行の月次点検・年次点検で求められる内容と同等の保安レベルが確保されるかどうかを「スマート保安プロモーション委員会」等を活用して適切に確認し、妥当性が認められた場合には随時点検頻度を見直していきます。また、国としても、上記の確認について令和4年度に調査を行い、検討を進めて参ります。”
11	⑤	スマート保安の推進	スマート保安推進のため、国としても民間規格・ガイドラインのスマート技術活用を前提としたものへの見直しの支援をお願いしたい。	外部委託の場合は告示等により定期点検の頻度と方法が定められているが、選任の場合は制度上は主任技術者の裁量で点検方法や点検頻度等は決めることができることとなっている。しかし、選任の場合でも産業保安監督部に保安規程の届出を行うに当たり、実際には下記のような民間規格・ガイドラインを参考にして作成している実態があるところ、スマート保安の促進には、民間規格・ガイドラインの見直しが重要。例えば、既に制度上は太陽光発電設備(受変電設備意外)の月次点検は遠隔監視が可能になったところ、太陽光発電システム保守点検ガイドライン第2版では「目視」点検が原則的な記載となっているなど。 【外部委託の場合】 ・経済産業省告示第249号4条 ・経済産業省「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」4条 【選任の場合】 ・「自家用電気工作物保安管理規程(電気技術規程使用設備編)JEAC8021-2018」(日本電気協会 2019)pp.74-100(230-3定期点検) ・太陽光発電システム保守点検ガイドライン第2版(日本電機工業会、太陽光発電協会 2019)pp.65-70	経済産業省	事業用電気工作物(自家用電気工作物を含む。)の工事、維持及び運用に関する監視、点検及び検査に関することは、保安規程の記載事項となっており、電気主任技術者を選任する場合には、その内容を産業保安監督部が個別に内容を確認しています。 外部委託承認制度につきましては、御提示の告示等で設備の種類、規模に応じた点検内容や点検頻度を定めておりますが、自社の社員等から主任技術者を選任(専任)する場合には、設置者が保安規程で定めた点検内容や点検頻度に保安の確保ができる妥当性がある場合には、民間規格・ガイドラインに限らずに点検内容や点検頻度を定めても問題ありません。 また、これまで一部の民間規格・ガイドラインの作成・更新の際にそれらを行う団体等に求められた場合は、オブザーバー等として参加し、電気保安制度を執行する行政としての意見を出してきました。	電気事業法第42条 第1項及び第2項、 電気事業法施行規則第50条第3項	対応	保安規程を変更し届出を行う際には、記載された監視、点検及び検査に関すること等について技術的妥当性を、設置者等から産業保安監督部にご説明いただいております。今後、独立行政法人製品評価技術基盤機構が設置するスマート保安プロモーション委員会において、技術的妥当性が確認されたスマート保安技術をカタログ化し公表することとなります。したがって、産業保安監督部に保安規程の内容をご説明いただく際に、その公表されているカタログ化された内容をご活用いただき、技術的妥当性をお示しいただくことができると考えられます。その結果、当該カタログが標準化されていくことから民間規格・ガイドラインに反映されることが期待されます。さらに、スマート保安プロモーション委員会の活動に対し当局としても活用が促進されるよう働きかけを行っていく予定です。
12	⑤	発電所データ遠隔常時監視による現地点検の代替(遠隔化)	発電所の詳細データ(ストリング電流、電圧など)を常時監視で数値化したり、AI等を活用した異常の予兆検知によって、 ・目視点検を含む現地点検の代替が可能となること、 ・データ分析など新たな分野での人材活用が可能となること等を検証し、遠隔化の推進を図ることを要望する。	監視カメラによる一部点検項目の遠隔点検は可能となったが、実態としては、広大な太陽光発電所内の巡回を必要とする点検の代替には至っていない。 例えば、目視点検の代替として、監視カメラの活用が挙げられるが、パネル裏面はカメラ監視困難であり、また、監視カメラの必要設置台数が数十台を超える場合、その設備の導入コスト、及び画像データのデータ量が増え、通信量も増えるため、コスト的負担が大きい。 視覚情報以外の常時監視で得られた数値データの分析で発電所の経年進行の状況を把握する等、現地点検の多くを代替できる手法の確立・導入が求められている。	経済産業省	主任技術者を自社の社員等から選任する場合は、民間規格や機器メーカーが定める標準マニュアル等を参考に、点検内容や点検頻度を保安規程に定める必要があります。その際、遠隔点検の実施については、その妥当性が説明できることが必要です。 主任技術者を外部委託する場合は、平成15年経済産業省告示第249号及び主任技術者制度の解釈及び運用(内規)において、点検頻度を定めております。同内規において、太陽電池発電所においてその妥当性が説明できる場合には、遠隔点検が可能であるとしています。	電気事業法第42条 第1項及び第2項、 電気事業法施行規則第50条第3項 平成15年経済産業省告示第249号(電気事業法施行規則第52条の2第1号の要件等に関する告示)第4条 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)令和3年3月1日付け20210208保局第2号)4.(7)	検討を予定	主任技術者を自社の社員等から選任する場合、外部委託する場合のいずれにおいても、遠隔点検を保安規程に定めるにあたっては、その妥当性が求められます。このため、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会電気保安制度ワーキンググループで議論を行い、そのための確認方法の一つとして、「スマート保安プロモーション委員会」を活用できるよう措置しました。 また、こうした点検のあり方について、諸外国の規制制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ、検討を進めて参ります。
13	⑤	一般ユーザーによる、AC1000Vの急速充電器の使用を可能とする電気事業法の見直し	・世界で流通し始めている、EVバスや輸送(長距離)トラック用の大型の急速充電器の電圧は高圧(AC1000V)となり、電気事業法上、事業用電気工作物に該当するため、一般ユーザーが急速充電器を使用できないと認識している。そこで、電気事業法上の低圧・高圧の区分(直流750V・交流600V以下が低圧)をIEC規格(直流1,500V・交流1,000V以下が低圧)と同様にし、AC1000Vを低圧扱い(一般用電気工作物)にすることで、一般ユーザーが急速充電器を使用できるように法改正もしくは特例措置を実施する、又は、高圧扱いのままでも一般ユーザーがAC1000Vの急速充電器を使用するような例外的な規定を設けてもらいたい。 ・直流1000Vで供給される電気自動車用急速充電器を国内で運用しようとした場合、この充電器を国内の敷地に設置することができるのか。電技解釈第199条の2の規定に基づき、直流450V以下にしないと設置できないのか。 ・直流1000Vで供給される電気自動車用急速充電器を国内の敷地に設置することができる場合、一般ユーザー(電気自動車オーナー)は現在設置されている急速充電器と同じように、操作や充電を各自で出来るのか。電気主任技術者の立会が常に必要になるのか。	現在、EVバスや輸送(長距離)トラックの充電のために、各バス事業所や全国のトラックステーションに大型の急速充電器を設置することを検討している。電気の流れとしては、交流6.6KVで変電設備キュービクルで受電し、AC1000Vに変圧した後、急速充電器へ供給、DCに変換して車体側へ供給することを想定している。このようなEV急速充電器での運用にあたり、直流・交流の日本基準が国際規格と異なることもあり、高い電圧でEV急速充電器の設置運用し、EVの一般ユーザーがこの大型の急速充電器を使用した場合に電気事業法上の現行の急速充電器と同じ基準で使用が可能となるようにしていただきたい。そのために、IEC規格と同じ低圧高圧に合わせ、法令・政令の改訂をご検討いただくか、電気自動車充電器の高電圧化を、電気事業法上の現行基準での運用できるように、関係法令等接触する部分を電気自動車充電設備が特例として運用できるようにお願いしたい。	経済産業省	・電圧の区分については、電気工作物の工事、維持及び運用、公共の安全の観点から定められており、600Vより大きい電圧の電気工作物は事業用電気工作物として、主任技術者の選任や保安規程の届出等の保安上の規制を課している。 ・電気設備の技術基準の解釈第199条の2は、電気自動車等から一般用電気工作物へ電気を供給する場合の規定である。なお、電技解釈は技術基準を定める省令に定める基準に適合させる実現方法の一つを示すものとなっている。 ・電気事業法の規制においては、直流1000V(施行規則第48条/技術基準第2条よりDC750V超)の該当する急速充電器については、高圧の取り扱いになることから、保安規程を制定し、主任技術者等を選任する必要がある。しかしながら、当該充電器からの給電においては、主任技術者の立会が必ずしも求められておらず、例えば適切な担当者が給電を担う等の対応も可能である。	電気事業法施行規則第48条 ・電気設備に関する技術基準を定める省令第2条 ・電気設備の技術基準の解釈第199条の2	現行制度化で対応可能	「制度の現状」に記載した通り、AC1000Vの電圧を用いる急速充電器からの給電については、電気主任技術者を選任し、技術基準への適合性を確保する必要がある。しかしながら、給電に当たっては、必ずしも主任技術者の立会が必要ではなく、(一般の電気自動車ユーザーが給電する代わりに)電気主任技術者の指示を受けた担当者が現場にいて、給電をすることが望ましい。 ・電圧の区分については、多種多様な電気工作物すべてに関係する根本的な問題であり、かつ公共の安全及び作業員の安全等に直結する事項であることから、慎重な議論が必要となる。
14	⑤	太陽光発電に係る、第1種農地や荒廃農地に関する情報提供の拡充	太陽光発電の開発に当たっては、開発が困難な場所を事前に確認するための第1種農地の所在確認や、開発の可能性のある荒廃農地の所在確認が重要となるが、情報公開が十分ではない。そのため、以下を要望する。 ①第1種農地の所在データをすべからずGISデータ形式で整備し、EADAS上で公開する ②荒廃農地の所在データをすべからずGISデータ形式で整備し、EADAS上で公開する	太陽光発電の開発に当たっては、開発が困難な場所を事前に確認するための第1種農地の所在確認や開発の可能性のある荒廃農地の所在確認が重要となるが、情報公開が十分ではない。例えば、第1種農地については、定義は記載されているが、第1種農地のGIS情報は、公開されていない。荒廃農地に関しては、市町村で整理されているがほぼ全てが紙ベースの情報となっている。また、遊休農地かどうかについては、農地ナビ(https://www.alis-ac.jp/FarmInformation)で、ポイント情報として公開されているが、一部の市町村に留まっている。	農林水産省、環境省	①について 第一種農地、第二種農地、第三種農地等の区分については、具体的な農地転用許可申請があった場合に、農地転用許可基準に従い、初めて判断されるものである。 具体的には、農地転用許可の可否を判断するに当たっては、申請に係る農地の当農条件及び周辺における市街地化の状況など、農地転用許可申請がなされた時点における立地状況に基づき、その農地の當農上の優良性に応じて初めて上記の区分が判断されます。 ②について 遊休農地(再生利用可能な荒廃農地)の情報については、農地ナビ上で公開されています。	法第4条第6項第1号、第5条第2項第1号	①:対応不可 ②:現行制度下で対応可能	①について 第一種農地であるか否かについては、個別具体的農地転用許可の申請がなされた場合に、当該申請時点における農地の立地状況に基づき初めて判断されるものであり、予め固定的に定められているのではなく、その性格上、周辺環境の変化等によって常時変わり得るものであることから、予めデータベース等にその情報を搭載することは困難です。 ②について 農林水産省は、農業経営の規模拡大や農業への新規参入を希望する者が、農業利用可能な農地の情報を閲覧できるよう、農地ナビにおいて農地情報の公開を進めているところです。 このため、荒廃農地のうち、草刈り、拔根・整地、基盤整備事業の実施等により再生利用可能な農地(遊休農地)について、農地ナビにおいて情報公開を行っており、農業利用を図っていくこととしております。なお、令和4年度から、農業委員会の農地利用最適化推進委員等が、現地調査において収集した遊休農地の情報をタブレットに入力することで、当該情報を直接農地ナビに反映できるようにすることとしております。 一方、荒廃農地のうち、再生利用が困難なものについては、農業利用が見込めないことから農業委員会による非農地判断を促進し、調査後直ちに農地台帳(農地ナビ)から除外されることとなります。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
15	⑤	糞尿及び食糧残渣物を活用したバイオガス発電におけるFIT認定の是非	糞尿におけるバイオガス発電を開始しているが、地元からの要望に応じて「地域から発生する食糧残渣物（動物由来）」を加えようとしたところ、「FIT対象の糞尿由来バイオマス発電は食糧残渣物の投入が認められない・投入するとFIT認定が取り消される可能性がある」と指導が来ているという話があり、投入を断念したことがある。制度論として、このような指導の事実があるか否か確認したい。その上で、制度論として認められていない場合は、みどりの食糧システム戦略においてはバイオの推進に資源の有効活用が明記されていることとの整合性を取るために、食糧残渣物（動物由来）を加えたとしても、FITの対象となるようにしていただきたい。	-	経済産業省	バイオマス発電における燃料の変更を行う場合、再エネ特措法第10条第1項及び同法施行規則第8条第1項に基づき、事業計画の変更認定が必要である。 メタン発酵ガスの原材料のみの変更認定では、調達価格は変更されません。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等	現行制度下で対応可能	再エネ特措法は、再エネの導入を促すことを目的として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 バイオマス発電における燃料の変更を行う場合、再エネ特措法に基づく変更認定申請を行っていただき、当該申請内容が燃料の安定調達等に関する認定基準を満たしていれば、燃料の変更を行うことができます。また、メタン発酵ガスの原材料のみの変更認定では、調達価格は変更されません。
16	⑤	OCR方式のバイオマス発電設備の監視方法の緩和等	①現行の「遠隔常時監視制御方式」から、「随時巡回監視方式」もしくは「随時監視制御方式」への緩和を求めたい。 ②規模要件として、4年ごとの定期検査が不要となる1,000kW未満の発電施設について、欧州規格で製作される装置の導入が可能になる緩和を求めたい。 ③1,000kW未満の発電施設についても、ボイラー・タービン主任技術者の選任が不要となる緩和を検討いただきたい。	①今年春の電気設備の技術基準の改定により、火力発電所の監視方法は、常時監視から、常時遠隔監視に規制が緩和されたが、発電出力の規模、方式に関わらず、一律の緩和となったため、ユニット化されているOCR発電方式は、現時点においても、大規模な蒸気タービン発電施設と、同等の監視体制の構築を要求されている。欧州においてバイオマス熱電併給施設で採用が多いOCR方式ではあるが、日本市場においては、この常時(遠隔)監視の規制により、そのメリットが抑制され、市場への導入が阻害されている。今回の改定要請では、火力発電方式一律の緩和だけでなく、発電方式、規模要件による、更なる規制緩和を求めたい。具体的には、熱源としてバイオマスや廃棄物を用いる場合は、燃料投入等のために技術員が駐在しているのが通常であり「随時循環監視方式」の対応が妥当である。一方、地熱や廃熱を利用する場合は、火気の使用もないことから「随時監視制御方式」への緩和を要望する。 ②国内市場への普及についての阻害要因として、圧力容器に対する材質・溶接審査の規定がある。OCRユニットは、その大半のメーカーが欧州にあるため、金属材料はEN規格、圧力容器設計規格はPEDで製作されている。現状導入施設は、ASME材やJIS材を使用し、ASME規格又は電気事業法の規格で製作しているため、製作コストが倍増している。 ③出力1000kw未満の施設の稼働状況を見ると特段大きな問題は生じておらず、300kw以上のOCR発電に必要なボイラー・タービン主任技術者の選任(常駐規制)は過剰と考えられる。欧州での対応も参考に、再検討の必要が出てきている。	経済産業省	①OCR方式の発電所は火力を原動力とする火力発電所に分類され、原則、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者による当該発電所又はこれと同一の構内における常時監視、あるいは構外からの適切な監視が確保される場合においては遠隔常時監視を求めている。火力を原動力とする火力発電所のうち、地熱発電所や、内燃力の廃熱を回収するボイラーによる火力を原動力とする発電所については、一定の要件を満たした場合、随時監視制御方式という常時監視よりも緩やかな監視方法を認めているが、OCR方式のバイオマス発電所については認められていない。 ②「発電用火力設備に関する技術基準に関する省令」において、火力発電設備が満たすべき性能を規定しており、それを満たす例として、「発電用火力設備の技術基準の解釈」に詳細な仕様記載されており、JIS規格やASME規格が取り込まれている。他方、欧州規格については「発電用火力設備の技術基準の解釈」に明記されていないため、欧州規格を導入しようとする設置者においては、「発電用火力設備に関する技術基準に関する省令」における性能規定を満たすことを説明することが求められる。 ③OCR方式の発電所は、火力を原動力とする火力発電所に分類される。当該分類においては、出力300kW未満、最高使用圧力2MPa未満等の条件を満たす場合、ボイラータービン主任技術者の選任は不要となる。	①電気設備の技術基準を定める省令、電気設備の技術基準の解釈 ②発電用火力設備に関する技術基準を定める省令、発電用火力設備の技術基準の解釈 ③電気事業法施行規則、電気事業法施行規則第四十八条第二項第三号の特定の施設内に設置される水力発電設備、第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第六号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1 (1)の小型の水力発電所又は特定の施設内に設置される水力発電所、同条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項第一号下欄の1(2)の小型の火力を原動力とする火力発電所、同条第一項の表第二号及び第六号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第五十六条の表第四号及び第五号の小型の水力設備又は特定の施設内に設置される水力設備、同表第六号及び第七号の小型の火力を原動力とする火力設備及び小型のガスタービンを原動力とする火力発電所、第七十九条第一号及び第九十四条第六号の液化ガスを熱媒体として用いる小型の火力を原動力とする火力発電所、別表第二の発電所の項第二号(一)下欄の(1)の小型の水力発電所の発電設備又は特定の施設内に設置される水力発電所の発電設備並びに同号(一)下欄の(2)の小型の火力を原動力とする火力発電所の発電設備を定める件	検討に着手	OCR方式のバイナリー発電設備は、電気事業法の火力発電設備に分類され、電気事業法で定める技術基準への適合が要求されること、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、監視方法等について産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて検討を行い、令和3年度中に結論を得る。